

第33回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和5年4月20日(木) 13時30分
第33回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開会 令和5年4月20日(木) 13時25分

3. 閉会 令和5年4月20日(木) 13時56分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 東城	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 12番－菅野委員

6. 議事録署名委員 9番－岩井委員 10番－市村委員

7. 付議議件
議案第 151 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
議案第 152 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 153 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 154 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 155 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第 156 号 土地の現況地目証明願いについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局 笠谷 俊介
廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	<p>第 33 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員は12番一菅野委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 15 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p>
議長	<p>それでは第 33 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名委員に、9番一岩井委員、10番一市村委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 151 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 151 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については、字以久科北 1 筆、地目畑、面積は 1,627 m²となっており、他字以久科北 1 筆は記載のとおりで合計面積 2,905 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号2、関係の土地については、字豊倉 1 筆、地目畑、面積 23,975 m²となっており、他字豊倉 5 筆は記載のとおりで合計面積 48,157 m²となっております。利用権の種類は使用貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>番号 1 から 2 の合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程 3、議案第 152 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 152 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字以久科北 1 筆、公簿地目畑、面積 1,627 m²。他字以久科北 1 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 2,905 m²、申請の理由は貸人が離農しているので申請地を譲渡したい。借人が申請地を譲り受けて営農規模を拡大したいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。</p>

	<p>区分2、関係の土地については字豊倉1筆、公簿地目畑、面積9,235㎡。他字豊倉2筆、字三井2筆、地目については記載のとおり、合計面積は93,923㎡、申請の理由は貸人が農業経営縮小のため賃貸したい。借人は経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分3、関係の土地については字豊倉1筆、公簿地目畑、面積23,122㎡。申請の理由は貸人が農業経営縮小のため賃貸したい。借人は経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分4、関係の土地については字豊倉1筆、公簿地目畑、面積23,975㎡。他字豊倉5筆、地目については記載のとおり、合計面積は48,157㎡、申請の理由は貸人が農業経営縮小のため賃貸したい。借人は経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図について、区分1は次頁、区分2は同頁、次頁、区分3は同頁、区分4は次頁に記載しています。</p> <p>現地調査については区分1から4が4月18日(火)波多野委員、菅野委員、星委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第3条調査書のとおり、農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分1から4の現地確認委員波多野委員どうでしたか
波多野委員	問題ありません。
議長	区分1から4を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、区分1から4を異議なしと認め決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程8その他、協議・報告事項の(1)協議事項の区分1、2の説明をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p>
議長	それでは休憩を解き日程4、議案第153号農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	<p>議案第153号農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分1、関係の土地については字美咲1筆、公簿地目畑、面積は1,181㎡。他字美咲3筆については記載のとおり、合計面積6,253㎡。申請の理由については農業用施設</p>

	<p>の建設(追認)、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>区分 2、関係の土地については字大栄 1 筆、公簿地目畑、面積は 1,121 m²申請の理由については農業用施設の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>区分 1 から 2 の位置図については同頁記載のとおり、現地確認は 4 月 17 日(月)馬場委員、尾崎委員、山口委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	区分 1、2 現地確認委員、馬場委員どうでしたか。
馬場委員	問題ありません。
議長	問題なしということで、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表確認の結果と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 5、議案 154 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 154 号農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字豊里 1 筆、地目畑、面積は 17,561 m²、申請の理由については砂利採取、採取量 38,357 m³、転用の概要について、砂利採取 17,561 m³、期間は令和 5 年許可日から令和 6 年 6 月 14 日となっております。</p> <p>位置図は同頁記載のとおり、現地確認は 4 月 18 日(火)波多野委員、菅野委員、星委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	現地確認委員の波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。

事務局	<p>日程 6、議案第 155 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について(1)所有権の移転関係の説明をお願いします。</p> <p>議案第 155 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p> <p>(1)所有権の移転関係</p> <p>番号 1、関係の土地については、字川上 1 筆、地目畑、面積 10,803 m²、その他字川上 6 筆、合計面積 49,516 m²、申請の理由については譲渡人が早期売渡のため譲渡する、譲受人は経営合理化のため譲受するとなっています。価格については 9,196 千円、反当り 186 千円となっています。</p> <p>位置図については同頁に記載となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>(1)所有権の移転関係番号 1 について決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし</p>
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>つづいて(2)利用権の設定関係について、説明願います。</p>
事務局	<p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については字朱円 1 筆、地目畑、面積は 48,818 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は令和 5 年 4 月 20 日から令和 10 年 2 月 23 日まで、借賃は反当り 5,700 円、支払い方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>番号 2、関係の土地についてはウトロ高原 1 筆、地目畑、面積は 11,231 m²、その他ウトロ高原 14 筆、合計面積 151,173 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は令和 5 年 4 月 20 日から令和 15 年 3 月 22 日まで、借賃は反当り 3,103 円、支払い方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>(2)利用権の設定関係について番号 1 から 2 まで決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 7、議案第 156 号土地の現況地目証明願いについて説明をお願いします。</p>

事務局	<p>日程 7、議案第 156 号土地の現況地目証明願いについて 次の申請について審議を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地についてはウトロ高原 1 筆、1,453.99 m²、公簿、現況地目は記載のとおり、他ウトロ高原 1 筆については記載のとおり、合計面積は 1,938.26 m²、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。</p> <p>番号 2、関係の土地については字朱円西 1 筆、196 m²、公簿、現況地目は記載のとおり、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。</p> <p>位置図については同頁に記載のとおりとなっています。</p> <p>現地確認について、番号 1 が 4 月 5 日(水)田中委員、菱川委員、青柳委員で行っています。番号 2 が 4 月 13 日(木)田中委員、菱川委員、青柳委員で行っています。以上です。</p>
議長	番号 1 の現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>番号 2 の現地確認委員、青柳委員どうでしたか。</p>
青柳委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程 8 その他、(1)協議事項 1 の区分 3 以降の説明をお願いします。 (一時休憩)</p>
議長	本会議に戻し、全体を通して何かありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第 33 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和5年4月20日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

議事録署名委員